

国 土 建 第 7 号

平成25年4月17日

各地方整備局建政部長等 あて

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

「経營業務管理責任者の大臣認定要件の明確化について」の一部改正について

建設業法（昭和24年法律第100号）第7条第1号ロの規定による同号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者の国土交通大臣による認定については、「建設業法第7条第1号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件」（昭和47年建設省告示第351号。以下「告示」という。）により行ってきたところです。

平成19年に行われた告示改正（平成19年国土交通省告示第438号）に伴い、「経營業務管理責任者の大臣認定要件の明確化について」（平成19年3月30日付け国総建第395号。以下「通知」という。）において、告示に関する詳細の取扱い方針が定められました。

今般、当該大臣認定における取扱いの合理化のため、告示第1号イの該当性の判断の際に通算できる経營業務管理責任者としての経験は、許可を受けようとする建設業についてのものとなるよう、別添のとおり通知を改正したので通知します。

貴職におかれましては、今後の事務処理に当たって遺漏なく取り扱われるようお願いいたします。

附 則

この通知は、平成25年7月1日から適用する。

○経営業務管理責任者の大臣認定要件の明確化について（平成十九年国総建第三百九十五号）

| | |
|-----------|--|
| <p>改正</p> | <p>一 告示第一号イについて</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 許可を受けようとする建設業に関し経営業務の管理責任者に準ずる地位にあつて、経営業務の執行に関して、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受け、かつ、その権限に基づき、執行役員等として五年以上建設業の経営業務を総合的に管理した経験（以下「執行役員等としての経験」という。）については、許可を受けようとする建設業に関する執行役員等としての経験の期間と、許可を受けようとする建設業における経営業務の管理責任者としての経験の期間とが通算五年以上である場合も、本号イに該当するものとする。</p> |
| <p>現行</p> | <p>一 告示第一号イについて</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 許可を受けようとする建設業に関し経営業務の管理責任者に準ずる地位にあつて、経営業務の執行に関して、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受け、かつ、その権限に基づき、執行役員等として五年以上建設業の経営業務を総合的に管理した経験（以下「執行役員等としての経験」という。）については、許可を受けようとする建設業に関する執行役員等としての経験の期間と、許可を受けようとする建設業又はそれ以外の建設業における経営業務の管理責任者としての経験の期間とが通算五年以上である場合も、本号イに該当するものとする。</p> |